

令和6年10月9日付け監査結果に基づき
講じた措置の内容について
(鹿児島県教育委員会)

令和7年2月

鹿児島県監査委員

令和6年10月9日付け監査第1067号の監査結果に基づき、令和6年12月25日付け鹿教総第321号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月14日

鹿児島県監査委員 松 薊 英 昭
同 大 薊 豊
同 おさだ康秀
同 松 田 浩 孝

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
義務教育課	前年度に引き続いて、使用料等の支出負担行為が遅延しているものがある。（3か月以上1件，1か月以上1件）	関係職員が支出負担行為の起票状況や執行時期等を随時確認することができるよう、一覧表にまとめるとともに、複数職員で確実に確認を行うようチェック体制の強化を図った。 また、職員に対し、関係法令を踏まえた適切な事務処理を行うよう、改めて周知徹底を図り、適切な業務遂行に努める。
	前年度に支出すべき報償費等を当年度に支出しているものがある。（2件 27,020円）	各事業担当者と支払事務担当者間で連携し、定期的に執行状況の確認を行える処理簿を作成し、チェック体制の強化を図った。
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は9,358万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金については、貸与者に対して奨学資金返還用の納入通知書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識を高めるとともに、生活困窮等による納入困難者には、免除制度の周知を図り、新規発生の未然防止に努めている。 また、未納者に対しては、督促状を発送する際に未納状況を示した上で自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納入指導をするなどして、未収債権の解消に努めている。
始良・伊佐教育事務所	前年度に支出すべき給料の調整額を当年度に支出しているものがある。（1件 96,800円）	給料の調整額の発令と、これに基づく電算報告の事務を異なる課で処理することとし、双方の起案を合議することにより、相互の課において確認する体制とした。
中種子特別支援学校	テレビに損害を与える事故が発生している。（1件 県損害額164,285円）	事故当事者に対する個別指導を行うとともに、事故後の職員会議において、事故の経緯を全職員に説明し、物品の取り扱いを丁寧に行うよう指示した。